

○杵築市出前講座実施要綱

(平成 20 年 3 月 10 日杵築市訓令第 3 号)

改正 平成 22 年 3 月 26 日訓令第 3 号

平成 24 年 3 月 19 日訓令第 3 号

平成 26 年 3 月 31 日杵築市訓令第 11 号 平成 27 年 3 月 30 日杵築市訓令第 2 号

令和 2 年 3 月 31 日杵築市訓令第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民が主催する集会等に市長又は市の職員が講師として出向き、市政の説明及び専門知識を活かした講習等を行う出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民の学習機会の拡充及び意識啓発を図り、もって市民と市による協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(受講することができる者)

第 2 条 出前講座を受講することができる者は、市内に在住する 10 人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第 3 条 出前講座の内容は、所管課が年度ごとに定め、広報誌等により公表する。

2 前項に定める内容は、当該内容の所管課で年度ごとに見直しを行い、総務課へ報告するものとする。

(講師)

第 4 条 出前講座の講師は、市長及び市の職員、その他所管課長が必要と認めた者とする。

(開催時間及び場所)

第 5 条 出前講座の開催時間は、午前 10 時から午後 9 時までとし、所要時間は 1 時間 30 分以内とする。ただし、原則として市の休日は除くものとする。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

(申込み)

第 6 条 出前講座を受講しようとする団体の代表者(以下「申込者」という。)は、原則として開催しようとする日の 1 月前までに杵築市出前講座受講申込書(様式第 1 号)を総務課長に提出しなければならない。

(通知)

第 7 条 総務課長は、前条の規定による申込書を収受したときは、速やかに実施の諾否を杵築市出前講座諾否通知書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

2 総務課長は、出前講座の実施を承諾するときは、必要に応じて条件を付することができる。(実施の制限)

第 8 条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とした催し等を行うと認めるとき。
- (3) 特定の政党又は政策を支援する活動を行うと認めるとき。

(4) 特定の宗教を布教する活動を行うと認めるとき。

(5) 出前講座の目的に反すると認めるとき。

(決定事項の変更)

第9条 総務課長は、職員等を出前講座の講師として派遣することが困難となったときは、申込者と協議の上、受講する日時等を変更し、又は受講の承認を取り消すことができる。

(変更等の報告)

第10条 第7条第1項の規定により出前講座実施の承諾を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに総務課長に報告し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 総務課長は、前項の申出があったときは、受講内容を変更し、又は受講を取り消すものとする。

(費用負担)

第11条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の実施に際し、施設使用料及び材料費等を必要とするときは、受講する団体において負担するものとする。

2 市は、第9条及び前条の規定による変更又は取消しの決定を行った場合において、これにより申込者が前項の費用負担等の損害を受けても一切の責めを負わないものとする。

(結果報告)

第12条 申込者は、講座終了後に杵築市出前講座受講結果報告書(様式第3号)により総務課長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市訓令第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日杵築市訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日杵築市訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。